

「森を、つなぐ」東京プロジェクトに関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に基づき、野村不動産ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と東京都（以下「乙」という。）は、建築物木材利用促進協定を締結する。

1 目的

この協定は、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2 建築物木材利用促進構想

（1）構想の内容

脱炭素、生物多様性及び人権等、昨今のグローバルイシューの解決に向けた取組として、「森を、つなぐ」東京プロジェクトを推進する中で、都内及びその近郊を中心とする川上から川下までの木材サプライチェーン構築に取り組み、「つなぐ森」から生産された木材を甲が開発する建築物等に積極的に活用していくことで、森林資源の循環や生産・利用を促進する。

また、併せて、本取組が他の地域においても汎用可能な先導的取組となるよう、関係機関との連携・共創を目指していく。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

ア 甲は、「つなぐ森」において、森林経営計画の認定やPEFC国際森林認証制度の相互承認を受けているSGEC森林管理認証（FM認証）を取得し、それらをふまえた森林整備により高齢林の若返りを図ることで、安定的な木材の生産を行うとともに、脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素吸収量の向上に取り組む。

併せて、適正な森林整備及び管理を通じて、生物多様性の保全にも貢献していく。

イ 甲は、都内及びその近郊を中心とする、木材の安定供給のためのサプライチェーン構築により、「つなぐ森」において生産された木材を甲の行う不動産開発事業等で利用するとともに、国産木材を活用した建築資材の研究開発も行うことで、脱炭素社会の実現に向けて、炭素貯蔵量の増加に取り組む。

また、構築したサプライチェーンにおいて人権へ配慮するため、木材の各流通段階において労働環境等の把握を含むトレーサビリティの確保を行う。

ウ 甲は、上記の取組について、プレスリリース等を通じて社外への積極的な広報及びPRを実施するとともに、関係機関との連携・共創を通じて、他の地域における先導的な事例となるよう努める。

3 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対し、建築物における木材の利用促進に関する乙の施策の活用支援並びに情報共有・意見交換への協力や、甲の取組の周知・広報に関する協力などを行う。

4 構想の対象区域

東京都内

5 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結日から令和10年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲から更新する旨の書面による申出があれば、本協定の有効期間を期間満了の日から5年を超えない範囲において更新できるものとし、以降も同様とする。

6 その他

（1）実施状況の報告

甲は、構想の達成に向けた取組の実施状況について、年度末時点の事業実績報告書を作成し、乙に提出するものとする。加えて、甲は、協定終了年度末時点において協定全体に係る協定実績報告書を作成し、乙に提出するものとする。

（2）協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要性が生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要性が生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（3）協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。また、東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用（平成18年12月5日付18産労農森第483号）4（6）の①から③までのいずれかの事由に該当することとなった場合は、協定を解除することができるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年10月31日

甲：東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
野村不動産ホールディングス株式会社
代表取締役 新井 聡

乙：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 小池 百合子